

## 雇用保険の状況申告書

(申請日から過去1年以内の間に離職した場合)

(被保険者⇒会社の健保事務担当者)

提出日:令和 年 月 日

扶養認定にあたり認定対象者の雇用保険(失業給付)について下記の通り申告致します。

被保険者	保険証 記号・番号			被保険者 氏名	①
	生年月日	昭和・平成	年	月	日
扶養認定 対象者	対象者氏名			続柄:	年齢: 歳
	離職年月日	令和	年	月	日

## A～Dの内、該当する記号に○をして下さい。

選択した記号の中で、質問がある場合は回答し、最後に証明書を添付して提出して下さい。

A. **雇用保険の未加入者でした。** (該当する番号に○をして下さい)

- 民間会社を退職しました。  
⇒「源泉徴収票」(写)をご提出下さい。(「離職日」と「社会保険料支払なし」の記載があるもの)  
又は「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」【様式③】(退職した会社の証明を受けた)をご提出下さい。
- 公務員を退職しました。  
⇒「退職(日のわかる)証明書」(写)をご提出下さい。

B. **雇用保険加入者でしたが、加入期間が短いなどで受給資格がありません。  
又は、失業給付を受ける意思はありません。受給の権利を放棄します。**

(現在の状況に該当する番号に○をして下さい)

- 受給しないので離職票の交付を受けていません。  
⇒「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」【様式③】(退職した会社の証明を受けた)をご提出下さい。
- 離職票の交付を受けましたが、受給しません。又は加入期間が短いなどにより受給資格がありません。  
⇒「離職票-2」(写)または「受給資格者証」(写)をご提出下さい。  
但し、ハローワークに「受給権放棄」や「受給資格なし」の証明をしてもらいその記載のある部分  
↑通常は「法第〇〇条に該当せず」とスタンプされます。

C. **雇用保険の給付を受けます。** (該当する番号に○をして下さい)

※基本手当が、60歳未満:3,612円以上、60歳以上:5,000円以上支給される間は被扶養者とはなれません。

- 給付の受給中、あるいはハローワークへ申請済み(待機期間中)、又はこれから受給申請します。  
⇒「離職票-2」(写)をご提出下さい。□  
⇒「受給資格者証」(写)をご提出下さい。(手続き中で入手していない場合は後日提出でも可です)  
※後日提出の場合は、「書類の遅延に関する誓約書」【様式⑦】を一旦ご提出下さい。
- ハローワークへ受給期間の延長申請済み、又は申請予定です。  
⇒「離職票-2」(写)をご提出下さい。□  
⇒「延長通知書」(写)をご提出下さい。(手続き中で入手していない場合は後日提出でも可です)  
※後日提出の場合は、「書類の遅延に関する誓約書」【様式⑦】を一旦ご提出下さい。  
⇒ 延長申請の理由について該当する記号に○をして下さい
  - 出産の為 出産(予定日)日:令和 年 月 日
  - 病気の為
  - 他の理由の為
- 受給予定だが、「求職の申し込み」や「受給期間延長申請」を当面しない(予定がない)  
⇒「離職票-2」(写)をご提出下さい。□  
⇒(後日、求職の申込や延長申請したら)「受給資格者証」(写)又は「延長通知書」(写)をご提出下さい。  
※後日提出になるので「書類の遅延に関する誓約書」【様式⑦】を一旦ご提出下さい。

D. **雇用保険の支給が終了しました。(受給期間満了含む)**

⇒「支給終了」または「受給期間満了」と印字された部分の「受給資格者証」(写)をご提出下さい。